

名古屋市公報	平成30年 7月19日 第1266号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第46号)	6
○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第47号)	8
○ 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (環境・総務課) (第48号)	13
○ 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第49号)	14
○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第50号)	16
告 示	
○ 市営住宅定期入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第429号)	23
○ 葵土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿縦覧における異議の申出及び当該選挙における選挙すべき委員の数 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第430号)	27
○ 景観重要建造物の指定について (観光・歴史まちづくり推進室) (第431号)	28
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第432号)	29
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第433号)	30
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について (緑土・緑地管理課) (第434号)	31
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第435号)	32
○ 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例に基づく違反者の公表について (環境・減量推進室) (第436号)	33
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・都市農業課) (第437号)	34
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第438号)	35
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会定例会の開催について (第13号)	46
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第10号)	47

	交 通 局 告 示	
○	1DAYお子サマーパス2018の発売について	(第9号) 54
	交 通 局 管 理 規 程	
○	名古屋市交通局会計規程の一部改正	(第16号) 56
	公 告	
○	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 59
○	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 69
○	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(市経・地域商業課) 71
○	農業委員会総会の開催公告	(農業委員会) 74
	雑 報	
○	職員の懲戒処分	(交通・人事課) 75

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第46号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日等

(1) 平成31年 1月 1日から施行します。

(2) 第 1条の規定による改正後の名古屋市敬老パス条例の規定は、平成30年以降の年の合計所得金額について適用し、平成29年以前の年の合計所得金額については、なお従前の例によることとします。

(3) 第 2条による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第47号）

1 改正内容

指定居宅サービス事業者等の調査に係る手数料を定めます。（第18条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例（第48号）

1 改正内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備します。（第29条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（第49号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整備等を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成30年 9月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋州市税条例等の一部を改正する条例（第50号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

(1) 個人の市民税

個人所得課税の見直しに伴い、規定の整備を行います。（名古屋州市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第 9条及び第19条並びに名古屋州市税減免条例（平成20年名古屋州市条例第37号。以下「減免条例」といいます。）第 2条関係）

(2) 固定資産税

条例で定めることとされている固定資産税の特例の割合に関する規定の整備を行います。（市税条例附則第14条の 6関係）

(3) 市たばこ税

たばこ税率が段階的に引き上げられることに伴い、規定の整備を行います。（市税条例第69条の 3及び名古屋州市税条例等の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第61号。以下「改正条例」といいます。）附則第 3条関係）

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。（市税条例附則第14条の 6関係）

(2) 平成30年10月 1日から施行します。（市税条例第69条の 3及び改正条例附則第 3条関係）

(3) 平成31年 1月 1日から施行します。（市税条例第 9条及び第19条関係）

- (4) 平成31年 4月 1日から施行します。（市税条例附則第14条の 6関係）
- (5) 平成32年 1月 1日から施行します。（減免条例附則第13条関係）
- (6) 平成32年10月 1日から施行します。（市税条例第69条の 3関係）
- (7) 平成33年 1月 1日から施行します。（市税条例第 9条及び減免条例第 2条関係）
- (8) 平成33年10月 1日から施行します。（市税条例第69条の 3関係）
- (9) 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行します。（市税条例附則第14条の 6関係）

名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成30年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第46号

名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部を改
正する条例

(名古屋市敬老パス条例の一部改正)

第 1条 名古屋市敬老パス条例（平成16年名古屋市条例第37号）の一部を次の
ように改正する。

第 4条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号イ中「すべて」
を「全て」に改め、同号イ(ア) 中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」
に、「同項第 8号」を「同項第 9号」に改め、同号イ(イ) 中「第 292条第 1
項第 9号」を「第 292条第 1項第10号」に改め、同項第 2号ア中「控除対象
配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(名古屋市国民健康保険条例の一部改正)

第 2条 名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を
次のように改正する。

附則第28条第 1項第 1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、

「同項第 8号」を「同項第 9号」に改め、同号ただし書中「同項第 9号」を「同項第10号」に改め、同項第 2号中「第 292条第 1項第 9号」を「第 292条第 1項第10号」に、「第 292条第 1項第 8号」を「第 292条第 1項第 9号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年 1月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市敬老パス条例の規定は、平成30年以降の年の合計所得金額について適用し、平成29年以前の年の合計所得金額については、なお従前の例による。
- 3 第 2条の規定による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第47号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1項の表48の項中「介護保険法」を「法（以下「旧法」という。）」に改め、同表77の項の次に次のように加える。

78	訪問介護に係る法第 115条の35第 3項の規定による調査（以下「調査」という。）の申請	23, 100円
79	訪問入浴介護に係る調査の申請	
80	訪問看護に係る調査の申請	
81	訪問リハビリテーションに係る調査の申請	
82	通所介護に係る調査の申請	23, 700円
83	通所リハビリテーションに係る調査の申請	
	短期入所生活介護に係る調査の申請（短期入所生活介護と一体的に行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	24, 200円

84	又は法第 8条第27項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）に係る98の項又は101の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
85	短期入所療養介護に係る調査の申請（短期入所療養介護と一体的に行う法第 8条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）又は旧法第 8条第26項に規定する介護療養施設サービス（以下「介護療養施設サービス」という。）に係る 102の項又は 103の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
86	特定施設入居者生活介護に係る調査の申請	23,700円
87	福祉用具貸与に係る調査の申請	22,500円
88	特定福祉用具販売に係る調査の申請（特定福祉用具販売と一体的に行う福祉用具貸与に係る87の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
89	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る調査の申請	23,100円
90	夜間対応型訪問介護に係る調査の申請（夜間対応型訪問介護と一体的に行う訪問介護に係る78の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
91	地域密着型通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行う療養通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。）に係る調査の申請（地域密着型通所介護と一体的に行う通所介護に係る82の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	23,700円
92	療養通所介護（訪問看護又は介護予防訪問看護と一体的に行うものに限る。）の調査の申請（療養通所介護と一体的に行う訪問看護に係る80の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	23,100円

93	療養通所介護（通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションと一体的に行うものに限る。）の調査の申請（療養通所介護と一体的に行う通所リハビリテーションに係る83の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
94	認知症対応型通所介護に係る調査の申請（認知症対応型通所介護と一体的に行う通所介護又は地域密着型通所介護に係る82の項又は91の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
95	小規模多機能型居宅介護に係る調査の申請	
96	認知症対応型共同生活介護に係る調査の申請	
97	地域密着型特定施設入居者生活介護に係る調査の申請（地域密着型特定施設入居者生活介護と一体的に行う特定施設入居者生活介護に係る86の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
98	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る調査の申請（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と一体的に行う介護福祉施設サービスに係る 101の項の申請と同時に行う申請を除く。）	24,200円
99	複合型サービスに係る調査の申請	23,700円
100	居宅介護支援に係る調査の申請	22,500円
101	介護福祉施設サービスに係る調査の申請	24,200円
102	介護保健施設サービスに係る調査の申請	
103	介護療養施設サービスに係る調査の申請	
104	介護予防訪問入浴介護に係る調査の申請（介護予防訪問入浴介護と一体的に行う訪問入浴介護に係る79の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,100円
105	介護予防訪問看護に係る調査の申請（介護予防訪問看護と一体的に行う訪問看護又は療養通所介護に係る80の項又は92の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
106	介護予防訪問リハビリテーションに係る調査の申請（介護予防訪問リハビリテーションと一体的に行う訪問リハビリ	

	テーションに係る81の項の申請と同時に行う申請を除く。)	
107	介護予防通所リハビリテーションに係る調査の申請（介護予防通所リハビリテーションと一体的に行う通所リハビリテーション又は療養通所介護に係る83の項又は93の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
108	介護予防短期入所生活介護に係る調査の申請（介護予防短期入所生活介護と一体的に行う短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに係る84の項、98の項又は 101の項の申請と同時に行う申請を除く。）	24,200円
109	介護予防短期入所療養介護に係る調査の申請（介護予防短期入所療養介護と一体的に行う短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスに係る85の項、102の項又は 103の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
110	介護予防特定施設入居者生活介護に係る調査の申請（介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に行う特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る86の項又は97の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
111	介護予防福祉用具貸与に係る調査の申請（介護予防福祉用具貸与と一体的に行う福祉用具貸与又は特定福祉用具販売に係る87の項又は88の項の申請と同時に行う申請を除く。）	22,500円
112	特定介護予防福祉用具販売に係る調査の申請（特定介護予防福祉用具販売と一体的に行う福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は介護予防福祉用具貸与に係る87の項、88の項又は 111の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
113	介護予防認知症対応型通所介護に係る調査の申請（介護予防認知症対応型通所介護と一体的に行う通所介護、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護に係る82の項、91の項又は94の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
	介護予防小規模多機能型居宅介護に係る調査の申請（介護	

114	予防小規模多機能型居宅介護と一体的に行う小規模多機能型居宅介護に係る95の項の申請と同時に行う申請を除く。)	
115	介護予防認知症対応型共同生活介護に係る調査の申請（介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に行う認知症対応型共同生活介護に係る96の項の申請と同時に行う申請を除く。）	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第48号

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 当該保管が法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管に該当する場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月13日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第49号

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の表中「1月」を「4月」に改め、同表備考中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。ただし、別表幼稚園の表の改正規定（「1月」を「4月」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月13日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第50号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第19条第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1 号中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（同法第 2 条第 1 項第33号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、「第18条第 3 項」を「前条第 3 項」に改める。

第69条の 3 中「5, 262 円」を「5, 692 円」に改める。

附則第14条の 6 第 1 項中「3 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同条第 4 項中「3 分の 2」を「4 分の 3」に改め、同条中第16項を第21項とし、第15項

を第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第14条の6中第14項を第18項とし、第13項を第17項とし、第12項を第16項とし、同条第11項中「3分の1」を「12分の7」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6中第10項を第13項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第1号」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第1号」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

第69条の3中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第14条の6第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

第69条の3中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第4条 名古屋市市税減免条例(平成20年名古屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「法第314条の2第2項の規定により控除する額(以下「基礎控除額」という。)」を「33万円」に改め、同項第5号及び第6

号中「基礎控除額」を「33万円」に改め、同項第8号から第11号までの規定中「200万円」を「210万円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(平成32年度分の個人の市民税の減免)

第13条 平成32年度分の個人の市民税の減免に限り、第2条第1項第8号中「前年中」とあるのは「平成31年中」と、「賦課期日の属する年中」とあるのは「平成31年12月31日において適用されていた同法その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定した平成32年中」と読み替えるものとする。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項中「新条例」を「名古屋市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第10項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第11項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中名古屋市市税条例第69条の3の改正規定及び第5条の規定並びに附則第5条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中名古屋市市税条例第9条の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第19条第1項の改正規定（「第18条第3項」を「前条第3項」に改める部分を除く。）並びに次条の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条中名古屋市市税条例附則第14条の6の改正規定 平成31年4月1日

(4) 第 4 条中名古屋市市税減免条例附則に 1 条を加える改正規定 平成32年
1 月 1 日

(5) 第 2 条中名古屋市市税条例第69条の 3 の改正規定及び附則第 6 条の規定
平成32年10月 1 日

(6) 第 1 条中名古屋市市税条例第 9 条の改正規定（「得た金額」の次に「に
10万円を加算した金額」を加える部分に限る。）及び第 4 条中名古屋市市
税減免条例第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 平成33年 1
月 1 日

(7) 第 3 条の規定及び附則第 7 条の規定 平成33年10月 1 日

(8) 第 1 条中名古屋市市税条例附則第14条の 6 第15項を同条第19項とし、同
項の次に 1 項を加える改正規定（同項の次に 1 項を加える部分に限る。）
生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例
の公布の日のいずれか遅い日

（個人の市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の名古屋市市税条例第19条第 1 項の規定は、
平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分まで
の個人の市民税については、なお従前の例による。

第 3 条 第 1 条（名古屋市市税条例第 9 条の改正規定（「得た金額」の次に「
に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。）に限る。）の規定による
改正後の名古屋市市税条例第 9 条及び第 4 条の規定による改正後の名古屋市
市税減免条例第 2 条第 1 項の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民
税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前
の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に取得された地方税
法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 3 号。以下「改正法」という。）
第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第 226 号。以下「旧法」
という。）附則第15条第 2 項第 1 号に規定する特定施設又は指定地域特定施
設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定
資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた旧法第464条第1号に規定する製造たばこ（名古屋州市税条例等の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第61号）附則第3条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する名古屋州市税条例第69条第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第464条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、

これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省令で定める様式の申告書を平成30年10月31日までに、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

第6条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省

令で定める様式の申告書を平成32年11月 2 日までに、市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年 3 月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

第 7 条 附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成33年10月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき430 円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省令で定める様式の申告書を平成33年11月 1 日までに、市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年 3 月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

名古屋市告示第 429号

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成30年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者は 5年）を経過しないものでないこと。

(9) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成30年 7月20日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成30年 7月20日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成30年 7月20日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成30年 8月 1日（水）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課
- (イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

平成30年 8月 1日（水）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課
平成30年 8月 2日（木）午前 8時45分から
ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。
- (イ) 住まいの窓口
平成30年 8月 3日（金）午前10時00分から
ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 15戸

改良住宅

空家住宅 5戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 430号

葵土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿縦覧における異議の
申出及び当該選挙における選挙すべき委員の数

平成30年 8月 5日に執行する名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、縦覧期間内に土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 3項の規定に基づく異議の申出はありませんでした。

また、同令第22条第 4項の規定に基づき、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり決めました。

平成30年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 7人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 431号

景観重要建造物の指定について

景観法（平成16年法律第 110号）第19条第 1項の規定により、景観重要建造物を次のとおり指定しました。

平成30年 7月10日

名古屋市長 河 村 た か し

指定 番号	指定年月日	名 称	所 在 地
6号	平成30年 7月 9日	伊藤家住宅	名古屋市西区那古野一丁目36番12号

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 432号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（久屋大通公園）

2 供用時間を変更する日及び変更後の供用時間

供用時間を変更する日	変更後の供用時間
平成30年 9月23日	午前 0時から午前 8時まで及び午後 8時から午後 12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては、午後 8時から午後10時30分まで）に変更する。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 8時から午後10時30分まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 8時から午後10時30分までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 433号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成30年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

- (1) 平成30年 8月13日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時30分から午後 8時まで」とします。
- (2) 平成30年 8月11日、同月12日、同月14日及び同月15日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 434号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき
告示します。

平成30年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

日光川公園プール使用料

2 委託した相手方及び委託期間

委託した相手方	委託期間
東京都千代田区二番町 8番地 8 株式会社セブンドリーム・ドットコム 代表取締役社長 松田 良二	平成30年 6月20日から同年10 月31日まで
東京都品川区東品川二丁目 3番11号 株式会社 J T B 代表取締役社長 高橋 広行	平成30年 6月29日から同年10 月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 435号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成30年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

平成30年10月28日の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 8時30分から午後 4時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

平成30年10月28日の供用時間について「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 436 号

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例に基づ
く違反者の公表について

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例（平成23年条例第42号）第4条第2項の規定に基づき、古紙の収集・運搬の禁止命令を行いました。が、正当な理由なく当該命令に従わなかったため、同条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年 7 月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 命令を受けた者の氏名

サカモト・マイコ・クレイトン

SACAMOTO MAICO CLEITON

2 命令を受けた者の住所

三重県亀山市川合町1252番地20

3 命令の概要

平成28年10月 5 日付けの収集・運搬禁止勧告書第 2 号に従い、古紙を収集し、又は運搬しないよう命令した。

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 437号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により縦覧します。

平成30年 7月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 438 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、平成30年 7 月 4 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成30年 7 月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 平成30年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成30年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）
- 5 平成30年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 2 号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,977千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,209,819,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		15,668,093	81,977	15,750,070
	1 他 会 計 繰 入 金	15,668,093	81,977	15,750,070
歳 入	合 計	1,209,738,000	81,977	1,209,819,977

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		44,283,617	7,476	44,291,093
	1 総 務 管 理 費	20,738,266	7,476	20,745,742
11 教 育 費		184,202,026	74,501	184,276,527
	1 教 育 総 務 費	12,774,116	74,501	12,848,617
歳 出	合 計	1,209,738,000	81,977	1,209,819,977

平成30年度名古屋市長古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市長古屋市市場及びと畜場特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事	業	名	金	額	千円
1 卸 売 場 費	2 整 備	費	本場青果仲卸棟等の消火設備改修工事			166,000	

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 期	正		前		補 期		正 後	
		間	限	度	額	千円	間	限	度
本場青果仲卸棟の消火設備改修工事 (平成30年第6号議決)	平成31年度				272,000		—		—

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,977千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,072,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
18 財政調整基金収入		5,043,858	81,977	5,125,835
	2 基金積戻金	5,000,000	81,977	5,081,977
歳 入	合 計	99,990,298	81,977	100,072,275

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
18 財政調整基金		5,043,858	81,977	5,125,835
	1 他会計繰出金	5,000,000	81,977	5,081,977
歳 出	合 計	99,990,298	81,977	100,072,275

平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度名古屋市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,209,847,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		15,750,070	27,400	15,777,470
	1 他 会 計 繰 入 金	15,750,070	27,400	15,777,470
歳 入	合 計	1,209,819,977	27,400	1,209,847,377

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 住 宅 都 市 費		52,516,945	27,400	52,544,345
	2 住 宅 費	25,631,881	27,400	25,659,281
歳 出	合 計	1,209,819,977	27,400	1,209,847,377

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,099,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出	の 額 千円	補	正	額 千円	計	千円
13 震災対策事業基金収入			966,547			27,400		993,947
	3 基金積戻金		962,847			27,400		990,247
歳 入	合 計		100,072,275			27,400		100,099,675

歳 出

款	項	既 提 出	の 額 千円	補	正	額 千円	計	千円
13 震災対策事業基金			966,547			27,400		993,947
	1 他会計繰出金		962,847			27,400		990,247
歳 出	合 計		100,072,275			27,400		100,099,675

名古屋市教育委員会告示第13号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 7月20日午前10時00分教育館第 3・第 4研修室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 7月13日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

請願審査について

平成31年度使用教科用図書の採択及び採択審議について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第10号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年7月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成30年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
千種区	東 千 種 台		一 部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
瑞穂区	直 来 町	4丁目	〃	瑞穂区桃園町 名古屋市上下水道局伝馬町水処理センター
港 区	大 西 一 丁 目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	大 西 二 丁 目		〃	〃
緑 区	鳴 海 町	神ノ倉	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海水処理センター
名東区	猪子石原二丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
	天 神 下		〃	〃

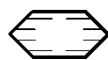
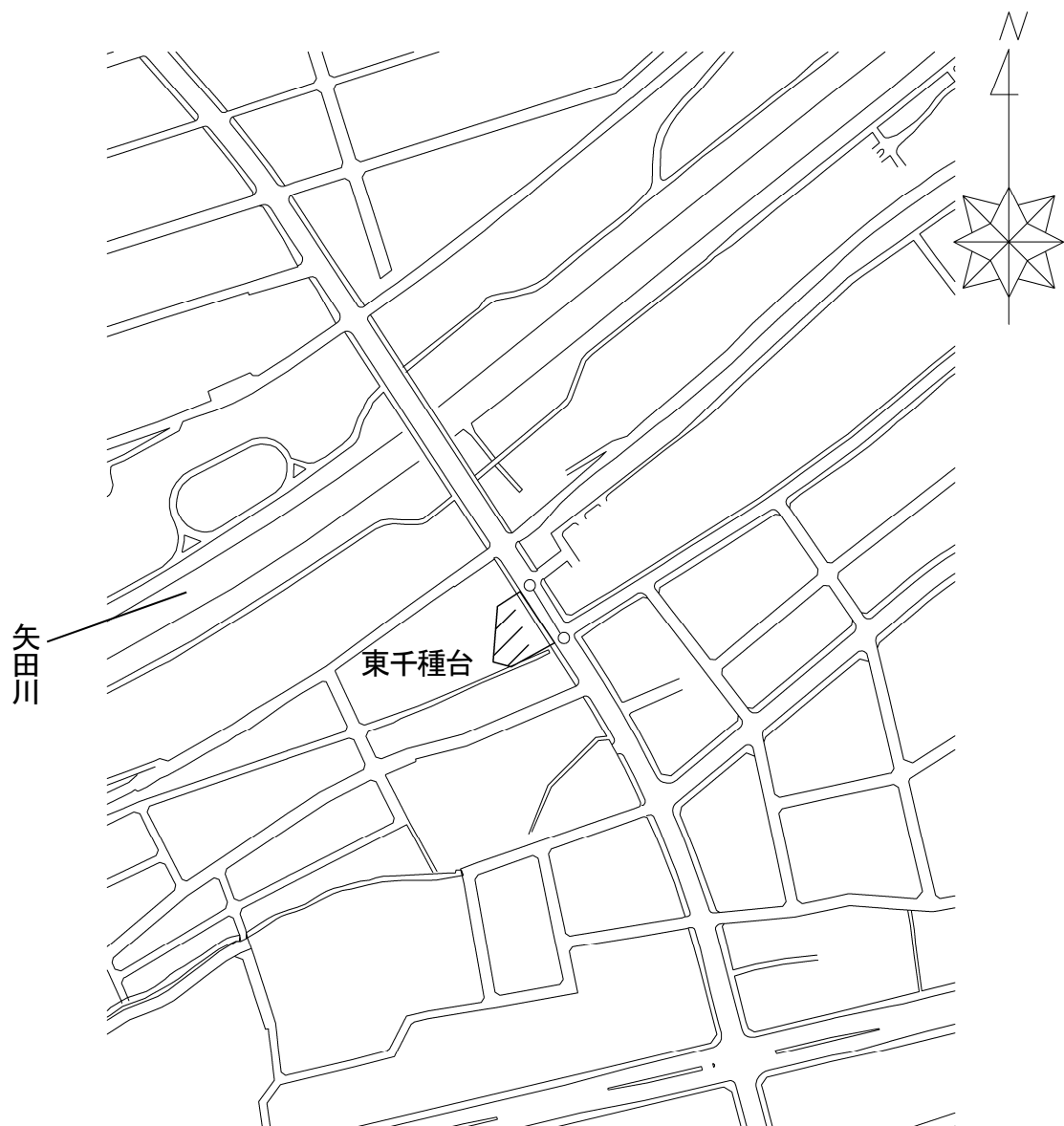
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	瑞穂区
分流式	千種区 港区 緑区 名東区

排水施設の位置図

千種区（分流式）



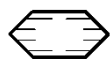
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

瑞穂区（合流式）



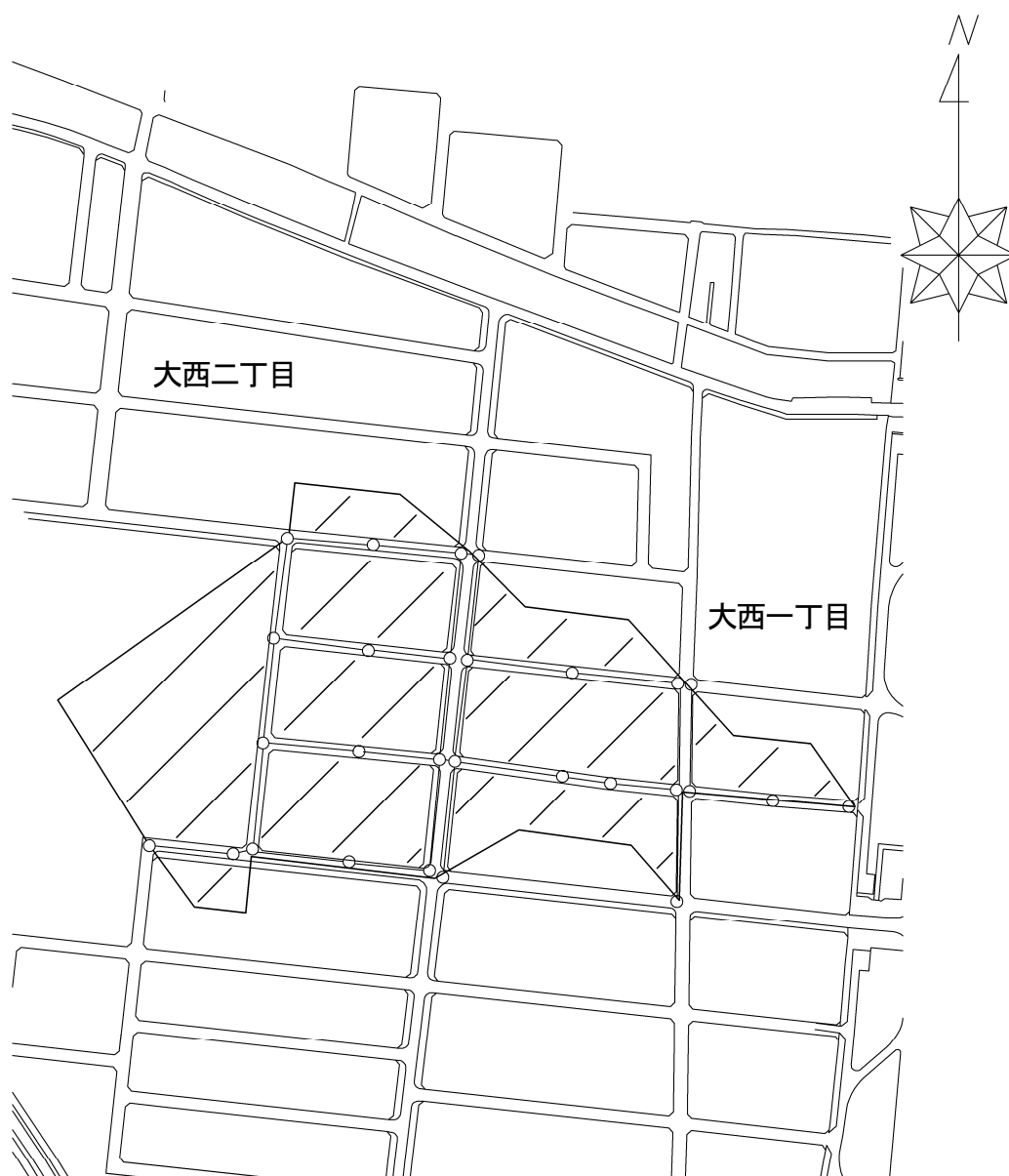
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）



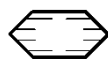
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）



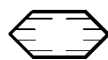
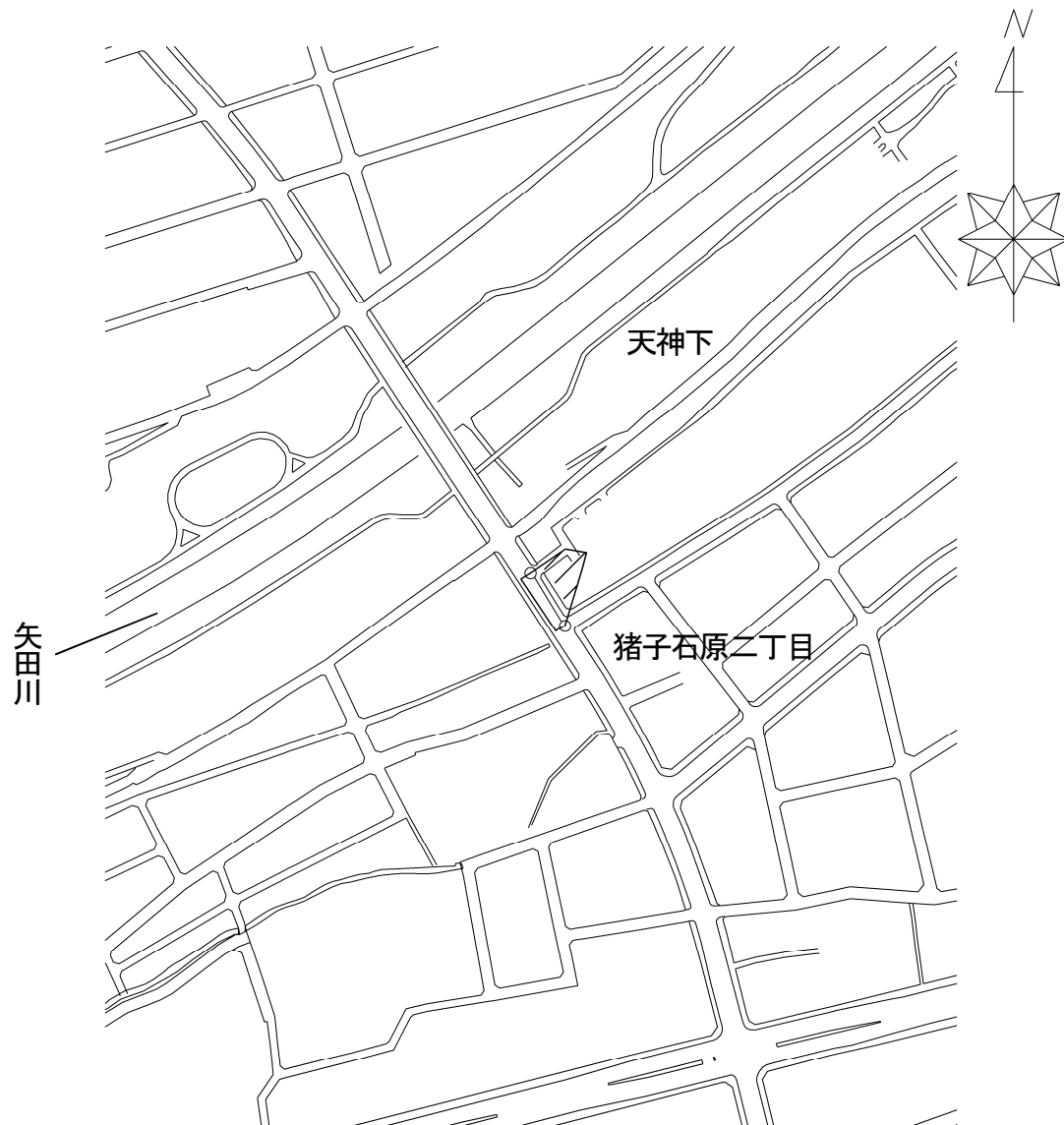
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局告示第9号

1 DAY お子サマーパス 2018 の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、1 DAY お子サマーパス 2018（以下「お子サマーパス」という。）を次のように発売します。

平成30年7月10日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 料金

300円

2 有効期間

平成30年7月21日から同年8月31日まで

3 発売枚数

8,000枚

4 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

お子サマーパスは、1枚で小児1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

平成30年7月14日から同年8月31日まで

7 料金の還付

(1) お子サマーパスの料金の還付は、未使用の乗車券の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成30年8月31日までとします。

(2) お子サマーパスの料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

お子サマーパスの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第 16 号

名古屋市交通局会計規程（昭和 31 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 7 月 11 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 4 条中「翌事業年度の事業運営方針に基づいて」を削る。
様式第 6 号を次のように改める。

予 算 配 当 書

年 月 日

部 長 様

財 務 課 長

予 算 配 当 に つ い て

年度予算配当について次のとおり通知します。

記

年 度	会 計 コード	所 属 名 称	予 算 科 目 コ	予 算 科 目 目 称 (款)	予 算 科 目 目 称 (項)	予 算 科 目 目 称 (目)	予 算 科 目 目 称 (節)	予 算 科 目 目 称 (細節)	配 当 額

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N P 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中区栄三丁目2901番 外	名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	C & C (株)	代表取締役 山口 博嗣	京都市中京区烏丸通六角下る七観音町 629番地 1	—	—	—	平成30年2月28日
2	T r i s t a t e J a p a n (株)	代表取締役 渡邊 貴美	東京都渋谷区神宮前二丁目30番 9号	—	—	—	平成29年8月31日
3	(株)E V O L G E N E S I S	代表取締役 久我 浩二	東京都渋谷区代官山町15番 9号	—	—	—	平成29年2月18日

4	(株)S u g a r F a c t o r y	代表取締役 竹森 俊彦	東京都渋谷 区神宮前一 丁目16番 5 号	—	—	—	平成 29年 4月 15日
5	(株)アーミッ シュ	代表取締役 田村 登	東京都渋谷 区神泉町19 番 1号	—	—	—	平成 29年 8月 27日
6	(株)アイ・エ ム・ユー	代表取締役 岡田 たけ 志	東京都中央 区京橋二丁 目 8番 1号	—	—	—	平成 29年 8月 13日
7	(株)アカクラ	代表取締役 伊藤 政宏	東京都港区 南青山六丁 目 7番14号	—	—	—	平成 29年 8月 31日
8	(株)アロー	代表取締役 今枝 淳	名古屋市中 村区名駅三 丁目22番 8 号	—	—	—	平成 29年 8月 27日
9	(株)いづみド レス	代表取締役 田川 茂昭	岐阜県岐阜 市茜部大川 1丁目30番 地	—	—	—	平成 30年 3月 14日
10	(株)イナンナ	代表取締役 大久保 正 人	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 四丁目12番 9号	—	—	—	平成 29年 8月 27日
11	(株)エアウィ ーヴ	代表取締役 松田 孝裕	愛知県大府 市柊山町八 丁目 288番 地	—	—	—	平成 29年 6月 15日
12	(株)ジオン商 事	代表取締役 川端 康弘	大阪市西区 靱本町一丁 目12番 4号	—	—	—	平成 29年 8月 16日
13	(株)ジョンブ ル	代表取締役 北川 敬博	岡山県倉敷 市児島赤崎 一丁目11番 3号	—	—	—	平成 30年 1月 28日
14	(株)ナムコ	代表取締役 萩原 仁	東京都港区 三田三丁目 13番16号	—	—	—	平成 30年 1月 31日
15	(株)フィルム	代表取締役 滝野 雅久	東京都港区 北青山二丁 目11番 3号	—	—	—	平成 29年 10月 9日

16	(株)ベイクル ーズ	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷 区神南一丁 目 5 番 6 号	—	—	—	平成 29年 8月 6日
17	(株)ユナイテ ッドアロー ズ	代表取締役 竹田 光広	東京都渋谷 区神宮前二 丁目31番12 号	—	—	—	平成 30年 4月 22日
18	(株)乙女百貨 店	代表取締役 鈴木 愉子	東京都港区 元麻布一丁 目 2 番23号	—	—	—	平成 30年 2月 14日
19	(株)サックス バーホール ディングス	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩一 丁目48番14 号	—	—	—	平成 30年 1月 13日
20	(株)A L E F S	代表取締役 畢 志鵬	大阪市西区 南堀江三丁 目12番17号	—	—	—	平成 29年 8月 13日
21	(株)C l u e	代表取締役 横川 義明	東京都千代 田区丸の内 一丁目 8 番 2号	—	—	—	平成 29年 8月 13日
22	(株)M a r q u e	代表取締役 田中 誠	東京都文京 区本郷二丁 目27番16号	—	—	—	平成 29年 8月 13日
23	(株)アイビー エフ・エム	代表取締役 鍋谷 勝文	東京都港区 南青山四丁 目18番11号	—	—	—	平成 29年 8月 13日
24	(株)エヴァー ・グリーン	代表取締役 岩崎 充弘	大阪市北区 本庄東一丁 目 9 番17号	—	—	—	平成 30年 2月 28日
25	(株)ルカ	代表取締役 磯本 啓	兵庫県高砂 市北浜町北 脇 332番地 の 5	—	—	—	平成 29年 8月 27日
26	大和書店(株)	代表取締役 稲山 佳史	愛知県岩倉 市中本町西 出口64番地 9	—	—	—	平成 29年 8月 31日
27	東映アニメ ーション(株)	代表取締役 高木 勝裕	東京都中野 区中野四丁 目10番 1号	—	—	—	平成 30年 2月 28日

28	(有)アミューズフル	代表取締役 林 豊	大阪府中央区 博労町四丁目 7番 3号	—	—	—	平成30年 2月 25日
29	(有)パラビオン	代表取締役 山瀬 正勝	東京都世田谷区代沢四丁目 1番 5号	—	—	—	平成29年 8月 27日
30	(有)ミルク	代表取締役 大川 正夫	東京都渋谷区神宮前六丁目29番 3号	—	—	—	平成29年 8月 31日
31	—	—	—	H i d e & G e n e s J a p a n (株)	代表取締役 阿南 博	福岡市中央区大名一丁目 8番32号	平成30年 3月 9日
32	—	—	—	H Y P E R L A B E L 合同会社	代表社員 品田 聡	名古屋市守山区白山二丁目1001番地の 1	平成30年 3月 3日
33	—	—	—	クラランス(株)	代表取締役 ブルジョワ・アントワ ン・ピエール	東京都港区六本木六丁目 8番10号	平成30年 4月 28日
34	—	—	—	ボードライ ダーズジャ パン(株)	代表取締役 サミー ユ ー	東京都渋谷区神宮前六丁目27番 8号	平成30年 3月 10日
35	—	—	—	メルヴィー タジャポン (株)	代表取締役 ニコラ ガ イガー	東京都千代田区平河町二丁目16番1号	平成30年 4月 16日
36	—	—	—	ユウソリ ュ一ションズ (株)	代表取締役 氏益 和幸	東京都豊島区東池一丁目42番12号	平成30年 3月 16日
37	—	—	—	(株)3 ミニッ ツ	代表取締役 松田 昌賢	東京都渋谷区渋谷一丁目 3番 3号	平成29年 9月 15日
38	—	—	—	(株)A i	代表取締役 馬杉 淳一	京都市南区吉祥院中島町29番地	平成30年 4月 28日
39	—	—	—	(株)L D H a p p a r e l	代表取締役 小川 哲史	東京都目黒区東山一丁目 2番 2号	平成29年 9月 29日

40	—	—	—	(株) L E M O N A D E	代表取締役 大和 大地	東京都渋谷 区富ヶ谷二 丁目34番17 号	平成 30年 3月 16日
41	—	—	—	(株) R ' s	代表取締役 松澤 亮	東京都新宿 区新宿一丁 目18番10号	平成 30年 3月 16日
42	—	—	—	(株) S W E E P	代表取締役 宮本 誠一	東京都目黒 区上目黒三 丁目22番24 号	平成 30年 3月 1日
43	—	—	—	(株) イヴスリ ー	代表取締役 宮本 誠一	東京都目黒 区上目黒三 丁目22番24 号	平成 30年 3月 1日
44	—	—	—	(株) イッセイ ミヤケ	代表取締役 永谷 正勝	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目12番10 号	平成 29年 9月 15日
45	—	—	—	(株) イレクシ ョン	代表取締役 渡部 宏	東京都渋谷 区恵比寿南 一丁目16番 2号	平成 30年 3月 1日
46	—	—	—	(株) ツヅキ	代表取締役 都築 宏一 郎	千葉県柏市 柏 344番地 2	平成 29年 9月 15日
47	—	—	—	(株) ビーズイ ンターナシ ョナル	代表取締役 皆川 伸一 郎	東京都目黒 区東山一丁 目 1 番 2 号	平成 30年 4月 14日
48	—	—	—	(株) レガリス	代表取締役 石崎 大介	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目40番 4号	平成 30年 3月 2日
49	—	—	—	(株) ワールド ステージ	代表取締役 湯浅 智広	千葉県船橋 市前原東三 丁目18番10 号	平成 30年 3月 16日
50	—	—	—	(株) 伊神切手 社	代表取締役 伊神 直孝	名古屋市中 村区椿町 6 番 9 号	平成 30年 2月 23日
51	—	—	—	(株) スプレマ シー P P	代表取締役 猪子 顕	兵庫県明石 市太寺四丁 目15番 8 号	平成 30年 3月 1日

52	—	—	—	(株)マーキー ズ	代表取締役 廣畑 正行	堺市堺区出 島海岸通二 丁目 3番13 号	平成 29年 9月 15日
53	—	—	—	合同会社P VHジャパ ン	代表社員 アレキサン ダー・トー マス・チュ ー	東京都渋谷 区代官山町 8番 7号	平成 30年 3月 16日
54	—	—	—	合同会社T H R E E P I E C E S	代表社員 戸村 佳代	名古屋市中 区金山一丁 目 2番 4号	平成 30年 4月 21日
55	—	—	—	(有)フー	代表取締役 長谷川 勝 弘	愛知県春日 井市大留町 五丁目12番 4号	平成 30年 3月 16日
56	(株)セブンデ ジット	代表取締役 小川 武人	兵庫県芦屋 市大東町 1 番11号	(株)S E V E N D I G I T	代表取締役 盛岡 真貴	大阪府茨木 市若園町 5 番15号	平成 30年 2月 28日
57	リブロ販売 (株)	代表取締役 三浦 正一	東京都豊島 区東池袋四 丁目23番15 号	(株)リブロ	代表取締役 大久保 元 博	変更なし	平成 30年 1月 15日
58	(株)ワールド	代表取締役 上山 健二	神戸市中央 区港島中町 6丁目 8番 地 1	(株)エクス プローズ トーキョー	代表取締役 小堀 利幸	変更なし	平成 29年 4月 1日
59	(株)ジョイッ クスコーポ レーション	代表取締役 須田 博文	東京都中央 区日本橋富 沢町 9番 4 号	変更なし	代表取締役 武内 秀人	東京都千代 田区隼町 3 番16号	平成 30年 2月 1日
60	(株)アールエ ヌエー	代表取締役 落合 豊	大阪市西区 南堀江一丁 目 4番19号	タカヤ商事 (株)	変更なし	岡山県井原 市下出部町 一丁目17番 1号	平成 28年 6月 26日
61	オルビス(株)	代表取締役 阿部 嘉文	東京都品川 区平塚二丁 目 1番14号	変更なし	代表取締役 小林 琢磨	変更なし	平成 30年 1月 1日
62	コロネット (株)	代表取締役 千葉 茂明	大阪府中央 区博労町一 丁目 9番 8 号	変更なし	代表取締役 駒谷 隆明	変更なし	平成 30年 2月 28日
63	(株)A C R O	代表取締役 石橋 寧	東京都品川 区西五反田 二丁目27番 4号	変更なし	代表取締役 御後 章	変更なし	平成 30年 1月 1日

64	(株)アルペー ジュ	代表取締役 桶田 俊二	東京都港区 北青山二丁 目 5番 8号	変更なし	代表取締役 野口 麻衣 子	変更なし	平成 29年 5月 17日
65	(株)ウィゴー	代表取締役 中澤 征史	東京都渋谷 区恵比寿南 一丁目16番 3号	変更なし	代表取締役 高橋 英朗	変更なし	平成 29年 11月 27日
66	(株)エドワイ ン直営店	代表取締役 大塚 丈二	東京都荒川 区東日暮里 三丁目27番 6号	変更なし	代表取締役 中分 孝一	変更なし	平成 29年 4月 1日
67	(株)エムズ	代表取締役 斉藤 満	福島県喜多 方市字押切 南二丁目11 番地	変更なし	代表取締役 齋藤 薫	変更なし	平成 29年 7月 25日
68	(株)オンワー ド檜山	代表取締役 馬場 昭典	東京都中央 区日本橋三 丁目10番 5 号	変更なし	代表取締役 大澤 道雄	変更なし	平成 29年 3月 1日
69	(株)フィス	代表取締役 今泉 雅之	大阪市中 央区瓦町二 丁目 4番15号	変更なし	代表取締役 今泉 治朗	変更なし	平成 29年 8月 31日
70	(株)レイ・カ ズン	代表取締役 宮腰 敦	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目24番 9号	変更なし	代表取締役 足達 成幸	変更なし	平成 29年 10月 1日
71	M S P C (株)	代表取締役 井上 和夫	大阪市中 央区瓦町三 丁目 2番14号	変更なし	変更なし	大阪市中 央区備後町 三丁目 2番 13号	平成 28年 4月 9日
72	イトキン(株)	代表取締役 前田 和久	大阪市中 央区久太郎 町二丁目 4 番 25号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目 1番 1号	平成 28年 11月 9日
73	ベネトンジ ヤパン(株)	代表取締役 小崎 正貴	東京都渋谷 区神宮前二 丁目 4番11 号	変更なし	変更なし	東京都千代 田区麴町四 丁目 3番 3 号	平成 29年 5月 29日
74	(株)キャン	代表取締役 立花 隆央	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	変更なし	変更なし	岡山市北区 幸町 2番 8 号	平成 28年 8月 1日
75	(株)ザ・キッ ス	代表取締役 李 成在	東京都渋谷 区道玄坂一 丁目12番 1 号	変更なし	変更なし	東京都目黒 区東山三丁 目 7番 1号	平成 29年 8月 8日

76	(株)サダマツ	代表取締役 貞松 隆弥	長崎県大村 市本町 458 番地 9	変更なし	変更なし	東京都目黒 区中目黒二 丁目 6番20 号	平成 30年 3月 1日
77	(株)サマンサ タバサジャ パンリミテ ッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区 三田一丁目 4番 1号	平成 29年 3月 10日
78	(株)サンエー ・ビーディ ー	代表取締役 前川 正典	東京都世田 谷区玉川二 丁目21番 1 号	変更なし	変更なし	東京都港区 南青山一丁 目 1番 1号	平成 29年 5月 21日
79	(株)サンポー クリエイト	代表取締役 新原 純平	広島市中区 本通10番 1 号	変更なし	変更なし	広島市中区 袋町 6番51 号	平成 29年 2月 7日
80	(株)スタイル	代表取締役 川島 隼輔	東京都渋谷 区渋谷二丁 目 6番 4号	変更なし	変更なし	東京都港区 南青山四丁 目15番33号	平成 28年 8月 25日
81	(株)バーンデ ストローズ ジャパンリ ミテッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区 三田一丁目 4番 1号	平成 29年 3月 10日
82	(株)ハイネッ ト	代表取締役 佐藤 正吉	東京都練馬 区貫井三丁 目40番23号	変更なし	変更なし	東京都新宿 区大久保二 丁目 3番 4 号	平成 29年 6月 12日
83	(株)パワー・ ボム	代表取締役 小林 孝志	東京都港区 六本木七丁 目15番 7号	変更なし	変更なし	東京都世田 谷区用賀四 丁目10番 1 号	平成 29年 7月 11日
84	(株)ビームス	代表取締役 設楽 洋	東京都新宿 区北新宿四 丁目16番12 号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 5番 8 号	平成 29年 10月 17日
85	(株)ヒーロー インターナ ショナル	代表取締役 高橋 秀彰	大阪市中 央区南船場二 丁目 5番23 号	変更なし	変更なし	東京都港区 南青山五丁 目 2番 1号	平成 28年 8月 8日
86	(株)エゴイス ト	代表取締役 鬼頭 一彌	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 1—28— 8	(株)エルベン	代表取締役 中西 理紗	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 一丁目28番 8号	平成 30年 6月 14日
87	(株)アバハウ スインター ナショナル	代表取締役 真岸 洋一	東京都目黒 区青葉台 1 —17— 6	変更なし	代表取締役 真岸 洋一	東京都渋谷 区東一丁目 26番20号	平成 30年 6月 14日

88	(株)ジョンマ スターオー ガニックグ ループ	代表取締役 マーク・ワ イマン	東京都渋谷 区恵比寿一 丁目18番14 号	変更なし	代表取締役 マーク・フ ィリップ・ ワイマン	変更なし	平成 30年 6月 14日
89	(有)C O L O R S	代表取締役 早川 広二	福岡市中央 区大名一丁 目15番30号	変更なし	代表取締役 早川 光二	変更なし	平成 30年 6月 14日
90	U N B Y (株)	代表取締役 富士松 大 智	大阪市西区 北堀江一丁 目11番 2号	変更なし	変更なし	大阪市淀川 区塚本五丁 目 3番11号	平成 30年 6月 14日
91	(株)ビヨンク ール	代表取締役 荒井 正敏	大阪市中心 区南船場一 丁目16番13 号	変更なし	変更なし	大阪市中心 区心斎橋筋 二丁目 1番 11号	平成 30年 6月 14日
92	(株)マキヒロ シゲアトリ エ	代表取締役 真木 博茂	東京都港区 西麻布四丁 目 4番11号	変更なし	変更なし	東京都港区 西麻布四丁 目10番 3号	平成 30年 6月 14日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成30年 6月14日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1からNo.30までの小売業者については、退店のため
- (3) No.31からNo.55までの小売業者については、入店のため
- (4) No.56の小売業者については、名称及び代表者並びに住所の変更のため
- (5) No.57及びNo.58の小売業者については、名称及び代表者の変更のため
- (6) No.59の小売業者については、代表者及び住所の変更のため
- (7) No.60の小売業者については、名称及び住所の変更のため
- (8) No.61からNo.70までの小売業者については、代表者の変更のため
- (9) No.71からNo.85までの小売業者については、住所の変更のため
- (10) No.86の小売業者については、名称及び代表者の変更並びに住所の誤記修正のため
- (11) No.87の小売業者については、住所の変更及び代表者の誤記修正のため

- (12) №88及び№89の小売業者については、代表者の誤記修正のため
- (13) №90から№92までの小売業者については、住所の誤記修正のため

5 届出の日

平成30年 6月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月11日から同年11月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

港区木場複合店舗

名古屋市港区木場町 8番地17 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
J A 三井リース建物(株)	代表取締役 保崎 隆行	東京都中央区銀座八丁目13番 1号	変更なし	代表取締役 工藤 真樹	変更なし

3 変更の日

平成30年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 6月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月11日から同年11月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカみなと当知店

名古屋市港区当知二丁目 401番 1 ほか 3筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年 2月28日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,776平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

74台

(2) 駐輪場の収容台数

88台

(3) 荷さばき施設の面積

68.4平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

23.72立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)ヤマナカ	午前 9時30分（年間 100 日間は午前 9時00分）	午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時00分から午後11時30分まで（年間 100日間は午前 8時30分から
午後11時30分まで）

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成30年 6月27日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月13日から同年11月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月13日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 7月13日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年 7月20日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第53号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第55号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第56号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第57号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第58号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況確認について

第59号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年 7月10日懲戒処分に付した。

平成30年 7月10日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局自動車運輸主事	停職 10日	地方公務員法第29条第 1項第 1号、 第 2号及び第 3号